

〔2番 水上雅廣 登壇〕

○2番（水上雅廣）

それでは、発言のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。まず国道の規制基準による通行規制についてということで、市の見解をお尋ねしたいというふうに思います。市の見解をお尋ねするというよりも、私、心の訴えだと思って聞いてもらってもいいかもしれませんので、そんな感じをお願いをしたいというふうに思います。

5月の17日から3回にわたって、宮川町と河合町で国道471号、古川町野口地内の通行規制に関する説明会が行われ、古川土木事務所からも説明がありました。私もその3回、会場へお邪魔をいたしました。

そうしたことを受けて、質問させていただきますけれども、まず説明の内容ですけれど、一級河川宮川の増水による道路冠水が過去に幾度かあったことから、道路利用者の安全を確保するために新たに通行の規制基準を設け、それに基づいた通行規制を実施するというので、その内容、中身ですけれども、過去の冠水実績から道路冠水流量を毎秒1,700トンというふうに設定をされ、関係機関への周知やバリケードの設置など、そうしたものの準備期間含め、おおよそ1時間を考慮して角川ダムの放流量が毎秒1,342トンに達した時点で通行を規制するというようなことでした。また、決壊などがなければ、解除までのおおよそのめどとして、これまでの経験から8時間程度は解除までに必要なのではないかなというふうな説明もなされました。

その説明会においてですけれども、地域の住民の皆さんからは、上流の雨量や降水の状況をしっかりと見極めて対応して欲しい。また、しっかりと予告を含め、周知した上で規制していただきたいといったようなおおむね理解を示されたというふうに理解をしいのか、それとも決まっていることだから仕方がないというふうに思われたのか、分からないところもあるわけですが、こうした意見があった一方で、これまで解消に向けた検討はなかったのか、今後解消に向けた計画はあるのか、迂回路についてはどう考えているのかといったような多くの意見もありました。今回の通行規制基準により実施された場合、規制回数が、これまでよりも増え、そのたびに、宮川町、河合町の一部集落が完全に孤立するのではないかとというふうに心配をされるわけです。今般の説明会においては、そうした地域住民生活の影響については、特に触れられなかったというふうに記憶をしております。

この秋までには、国道360号種蔵・打保バイパス2号トンネル、塩屋トンネルですけれども、供用開始をされ、ようやく雪崩による通行規制区間が解消され、冬季間の孤立の恐れが和らぐものと安堵する中での新たな規制区間の決定でありましたから、もう私なりに落胆する気持ちを抑えることはできませんでした。

しかも、昨年、令和3年の6月には国道360号、宮川町の岸奥～落合間においても、ダム放流量による通行の規制基準が定められたばかりであります。

昭和48年、古いんですけれども、当時の岐阜県知事さんが、著書の中で、10年後の岐阜県という中で、高速道路について少し触れられておまして、建設の段階に入った東海北陸自動車道は昭和53年には美濃市まで、昭和55年には白鳥町にまで開通し、昭和60年には一宮と砺波間の全線が完成することとなり云々と、このような見通しを語っていらっしゃいます。ただ実際に全線が開通したのは平成20年ということになります。

また、令和3年、去年の8月27日に、岐阜県事業評価監視委員会という委員会が開催をされまして、その資料を見させていただきましたら、国道360号、種蔵・打保バイパスの完成予定年度は、令和13年というふうになっておりました。前回、平成28年の再評価時には、完成予定年度が平成38年、令和8年ということになっておりましたし、その前、平成23年度を見ますと、再評価時は平成27年頃というような記載になっておりました。事業化決定までの道のりを含め、道路事業がどれほど長く厳しいものであるかということは、こうした例を挙げるまでもないことだと思います。

それから、今の宮川小学校の児童が、道というようなことをテーマにして、少し勉強されているようなことをお聞きしました。私も久しぶりにいろいろなパンフレットとか探しました。そのときに、昭和57年頃に作られました、不通続きの生命線という冊子を久しぶりに目にいたしました。その最後のページに、国道360号改良促進期成同盟会、これは当時の合併前の宮川村、河合村、富山県の細井入村、それと今もある白川村ということで4つの村の首長で組織された団体でありましたけれども、その会の会長でありました、宮川村長の言葉を久しぶりに読んだんですけど、少し読ませていただきますけども、前段は略した上で「道路は地方生活の鍵であります。そして古い洋服は幾ら修正しても新型にならないのと同じで、豪雪地帯の道路は改良しても現在の需要に corres するものにはならないかもしれません。デザインを改め、つまり抜本的に設計し直して、新しく雪に強い道路をつくることこそ、地域村民の願いなのです。そして、私たち村々にとって、道路整備は最大の福祉事業となるものですから、各方面の特段のご高配をお願い申し上げる次第です。」ということが書いてございました。

この頃から、福祉の充実のためにはどうしても道路整備が必要だという、こうした強い思いで、道路整備を促進してきた当時の村長や議会、それから村民の思いがあるわけですが、今なお、私たちもそうした気持ちを持ち続けているわけです。

今年3月の議会における私の質問に対し、市は市としましても通行車両の安全確保が最優先であり、当該道路を管理する古川土木事務所の通行規制については、必要な措置であると考えておりますが、冠水対策については、早期の実施は困難であるとのことでありますので、早期解消に向けた要望活動を、しっかり行ってまいりたいと考えております。こうした答弁をしていただいております。

このようなことを踏まえて、お尋ねをするわけですが、まず、規制の解消に向けた市の考え方をお尋ねしたいと思います。市は、今ほど申し上げました説明会における地域住民の意見をどのように受けとめていらっしゃるのでしょうか。また、早期解消に向けた要望活動を行っていく上で、どのような内容の要望を考えていらっしゃるのでしょうか、お伺いをいたします。併せて、迂回路の整備等に対する考え方も伺いたいと思います。

次に、帰宅困難者への支援についてですが、規制が長時間にわたって迂回路も危険な状況にある場合、通勤、通学者など、帰宅困難となることが考えられます。そうなった場合の支援なんですけれども、例えば宿泊場所の確保であったり費用面での負担支援、そういったことは考えていただけないのか、お伺いをいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

国道の通行規制につきましてのお尋ねでございます。2点いただいております。順次お答えを申し上げます。

まず1点目の規制の解消に向けた市の考え方ということでございます。昨年度から国道360号、それから県の稲越角川停車場線、雪崩の規制でございますね。度重なる通行止めがあつて、議員も質問いただきましたけども、私も地元の皆さんから大変強い不満の声もお伺いをいたしましたし、現実にこの冬何度も通行止めになりましたので、その都度、市から申し合わせを出すときに非常に心苦しい。また、時には神岡を回って通勤、通学をしなければいけない方もありましたので、本当に私自身も心苦しい辛い思いでそうした対応を見てきたところでございます。

したがって、議員、心の訴えとおっしゃいましたけども、そうしたお気持ちは痛いほど分かる。非常に強く私も感じている。その気持ちは同じでございます。特にまた国道365号などの規制については何とか今年の夏まで待つて欲しいということで、8月にも種蔵・打保バイパス2号トンネル開通ということになりますので、この部分については、先の見通しがついてきているわけですが、今回その中で新たに国道471号の野口地内の通行規制が実施されるということで、これも議員、落胆という言葉をお使いになりましたが、その気持ちも重々、私も感じているところでございます。

他方で今回の規制ですが私自身も、古川土木の所長から直接説明を受けました。その際に、データも見せていただいて、過去の実績から道路が冠水する河川流量を毎秒1,700トン、通行規制雨量としては1,342トンという設定をしたという説明を受けました。実際に過去のデータから見ると、かなり相当危険な洪水流量であるということも理解もいたしましたし、また発生頻度も過去20年間で4回と低いということもございますので、私としては納得できる対策だというふうを受け止めたところでございます。

実際にこの話を所長から聞きながら、平成30年の7月豪雨、市内に大きな被害を出しましたし、河合、宮川かなりの雨量だったわけでありまして、あのときのことを思い出しております、野口地内で、あのときも相当河川の流量が増えまして、危険な状態になっているという、そして今回の規制の区間、野口トンネルの手前ですね、古川から分かれて手前、冠水しているという情報も実際に入ってまいりまして、現場から送ってもらう写真なんかを見ながら古川土木の所長と携帯で連絡を取り合いながらさあどうするというようなことで、対策に当たったことを思い出すわけでありまして。

そうしたことを踏まえますと、あのときの流量というのをを見せていただいているわけですが、確かにこの流量であると危険性が相当高いので何らかの規制は講じなければいけないというふうにも思ったところであります。そうなりますと今回の規制はある程度、これは是とした上でおっしゃったような規制解消に向けた対応というのがやっぱり一番重要になってくるということですが、古川土木事務所の方針は未定ということでもあります。

ただ、あの区間を抜本的に解決しようと思いますと、道路の対策といえは河川の流量を下げるしかないというふうに河川水位を下げるしかないというふうに思っているのですが、実際宮川の河川改修の事業というのは、鷹狩橋よりも上流側、ここが一番危険性が高いので、現在そこに全

力を傾注しているという段階でありまして、その鷹狩橋よりも下流については、あまり議論されていないというのが現状であるわけです。

そうした意味においては、この規制解消をするための方策という意味で、この部分の、この区間の河川水量をどうやって下げていくのかという検討を、今一度しっかり県にお願いをしていきたいと思っておりますし、私もまた所長にも直接お話をしまして、こうした一般質問での議論もあったということも踏まえてお話を申し上げていきたいというふうに思います。

それから迂回路の問題でありますけれども、県道471号の野口の区間が通行止めになった場合というのは、県道の稲越・角川停車場線、そして市道の臼坂線、林道の森安～臼坂線が非常に重要な役割を果たします。これも、平成30年7月豪雨のときはこのルートで、実際に宮川のお子さんが通学をされるということがありましたし、その意味では、この路線がいかに重要かということも認識をしたところでございまして、県への働きかけでありますとか、国の補助事業を活用した防災対策工事というのを、現在継続的に実施しているところでございます。こうした点におきましても、迂回路ということを改めて念頭に置いた上で、危険箇所の解消に努めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、2点目の帰宅困難者への支援についてのお尋ねでございまして。国道の冠水による通行規制、先ほど申し上げたような、森安～臼坂を迂回しなければいけないようなところ、またそれも危険になる可能性もあるというようなことを考えますと、やはり、そうした帰宅困難な状況というのはどういうときにできるのか、発生するのかと言いますと、当然にして大雨警報とか土砂災害警戒情報が発令されて、通行規制がかかる頃には実際には通勤、通学を含めて外出は自粛いただいている、避難の準備をいただいているという状態になっているというのが前提としては考えられます。

ただ、昨今のこうした気象状況でもありますから、突発的な複合災害で、急遽、突然、通勤、通学者の皆さん、あるいはそれのみならず通行者とか、観光客の皆さんが孤立するというような事態は発生し得るわけでありまして、しかも、それが長期に及ぶということも十分考えられるところでございます。

これも平成30年7月豪雨のときの話でありますけれども、あのときに数河がこちら側の戸市側と、神岡側の両方が土砂崩れを起こしまして、特にこの古川側、非常に大きな土砂崩れがあったわけですが、あのときに、数河の峠のところ、ドライブインのところ、トラックドライバーと観光客73名が孤立するという事態がございました。

あのとき、災害対策本部でずっと交代をしておりまして、とにかく何とかしなければいけないということで、最初、高山国道の所長に何とか早期開通を図れないかということで時間を区切って交渉していたのですが、安全確認が難しいということになりましたものですから、急遽、その場でさぞうビレッジ修徒館に收容しようという判断をいたしまして、市から所有者の方に連絡を取って、なかなかこれも取りにくかったんですが何とか連絡を取って暗くなる直前に全員、修徒館のほうに收容したということがございました。

その際、食料、飲料水の提供も行いましたし、地元数河区の方にご協力をいただいて、いろいろな支援もしていただいたということです。さらに、その場に移動販売の方が居合わせられましたので、その方に食料の支援もしていただいたということがございました。こうした非常時とい

うのは、こうしたようにそのときの状況に応じて柔軟に対応していくということを主として旨としておりますし、同様に、今後も帰宅困難者等が発生した場合には、柔軟にそのときの状況に合わせて対応していきたいと考えております。

例えば宿泊を伴うような泊まり、夜を越すような場合でも市の指定避難所もありますし、河合町では河合町公民館、保健福祉センター、宮川町では宮川公民館、宮川小学校体育館というところを避難所として開設しておりますので、そうしたところに入らせていただくということも可能であります。また、これは市の施設でありますので開設運営も市の職員が担当しますし、また食料、毛布等の寝具類の提供も防災備蓄品から提供いたします。

したがって、住民の方も含めてなんですけど、必要なときには柔軟に対応していくということでございます。また、今後においても、こうしたときに宿泊施設を提供していただけるように、災害時宿泊施設提供協定というものも結んでおりますので、そうした締結施設の皆さんにもご協力いただきながら、非常時にはあらゆる手段を講じて帰宅困難者、あるいは孤立された方の安全を確保できるように、全力を尽くしてまいりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○2番（水上雅廣）

思いを酌んでいただいてありがとうございます。市長が先ほど道路というよりも、県道471号、道路というよりも河川だと言いました。私ももし、仰らなければそうしたことをお聞きしようかなと思ったんですけど、市長の口からそういうふうに言っていただきましたから、何とかそういった方面でも検討いただけるように、また県の方としっかり調整をお願いしたいなと思います。

それから、こうした、しっかりした答弁をいただいてもらいながら、またしても言うのはちょっとあれですけど、宮川の振興事務所を建て替えになったんですけど、それまで事務所の壁のいたるところに当時の職員なら覚えているかもしれませんが、こういう言葉の張り紙をしてあったんです。

「通さぬは通すが為の道普請」と書いて、これはまさしく今も市長もおっしゃいましたが、理解できるところは理解しながら、しっかりと次のことに向かってやっていきたいということで、これもずっと当時からあって、私たちにもそうなんだと思っておりました。検討されるときにもう1つ、神岡側の県道471号線の関係で、神岡、富山といいますか上宝の沿線の整備を図りたいということで、県の職員と市の職員で協議会みたいなものを作っていってほしいということなんですけど、できれば、一帯といいますか、国道360号、県道471号の今の野口～富山間、それも含めてとか、それ独自でもいいんですけど、こうした同類かそうした類の検討をできるような組織を作っていただくこともお願いできないかなというふうなことも少し思ったんですけども、そうしたことについてはどうでしょう。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

県道471号は、国道41号との重複部分を含めてなんですけど、ずっと上宝から続いている路線ですので、確かに県道471号ということで連携を図っていくというのは大いにあり得るのではないかと

など思うんですけど、現状としましては、そういった枠組みはないわけではないんですが、神岡側は特に、上宝から向かっていくところの視距改良ですね、神岡商工会議所が中心に強く働きかけられて事業化が、本当にこれは無理だと思っていたものが通って、今、事業化されているというものもありますし、もちろんそういった熱意というものをお互いに相乗効果をもたらしながら、宮川、河合の力と、神岡の力を両方で高めていくということもあり得ますので、今おっしゃられた点については既存の組織の再整備も含めて活性化が図れるように。そして、強い力で声を届けられるように前向きに検討していきたいと思います。

○2番（水上雅廣）

ありがとうございます。ぜひそのように。やっぱりどれだけでも、いろいろな形で集合体として、しっかりとした意見が飛騨市内含めてやっていければ、一番ありがたいし、それが市長を推して一緒に県や国に言っていける、そういう体制づくりなんだろうと思いますので、何とかまたお願いします。

そういうことで、もう1つ、ここに河合橋のかわら版みたいなのも、ちょっと手元に置いたりもしたんですけど、せっかくなので、平成14年なんですね、河合橋の委員会が作られたのは。これは河合、宮川、当時の村民は約30人ほどと村の職員と土木の職員と3回ほどやられまして、今の河合橋の架橋位置とかを県に提言するような形でされました。そこから、今に至っているわけですから、こうしたことも含めて、整備関係のほうにも力を入れていただきたいというふうに思います。

そうしたことをお願いしながら、いろいろ申し上げましたけれども、先ほど市長が言われたように8月にはいよいよ種蔵・打保バイパスの成手橋、塩屋トンネルの開通していただけるということで、式典もやっていただけるというふうに伺っておりますから、それを楽しみにして、それが市民からの感謝の気持ちが伝えられるように、また次に繋がることを念じながら、一生懸命取り組ませていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

では、次の質問に入らせていただきます。次の質問は、昨日何点か、もう答弁をいただいたような感じもあるんですけど、今日は今日ということで仕切りなおしをお願いをしたいと思います。原油価格とそれから物価高騰に対する市の対応ということでお聞きをいたします。

今般の原油価格、物価高騰に対して国はコロナ禍における原油価格、物価高騰等総合緊急対策を打ち出し、地方公共団体への支援として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、地方公共団体が実施する生活に困窮する方々の生活支援や、学校給食などの負担軽減など、子育て世帯の支援、また、農林水産業や運輸、交通分野を始めとする中小企業者等の支援といった取り組みを後押しするという一方で、また、原油価格高騰対策に係る特別交付税措置により、生活困窮者等に対する灯油購入などへの助成など、地方公共団体が実施する原油価格高騰対策への財政支援をきめ細かく行うということにしております。

また、新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策なども掲げていらっしゃいます。こうしたことを受けまして、昨日の答弁いろいろ、今日の答弁もそうですけども、市も様々検討されているということでもありますけれども、対応について、何点かお伺いをしたいと思います。

まず、市の発注する公共工事に対する考え方についてお聞きをしたいのですが、公共事業について、原油価格、物価高騰に対する飛騨市の対応方針として、市内の状況は土木関連事業

が20%～30%値上がりをしているけれども、現時点における発注済みの工事が少ないため影響は少ないというふうに思っているということです。

その上で、検討している対策案は、市の発注する公共事業への対応というふうに記載をされておりますけれども、具体的な内容には、この時点ではまだ触れていらっしゃるいません。その後、検討されていらっしゃるかどうかもありますけれども、どのような対策を考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。例えば、スライド条項の適用、このことについてはどのように思っているのでしょうか。あまりに請負金額との差があり過ぎますと下請け契約ですとか、代金支払いの影響、こういうことはあってはならないと思いますからお聞きをいたします。

それから、入札において、予定価格を事前公表とすることは検討はされていらっしゃるのでしょうか。予定価格の事前公表は、落札価格の高止まりですとか、談合の防止、業者の見積もり努力の損失といったようなデメリットがあるというふうにされておりますけれども、今般のように資材等の価格が安定しない、高値にずっと推移するような場合においては、業者見積もりとそれから予定価格、設定額に大きな乖離が生じかねない。それが不落の原因となりかねないというようなことも思います。

こうしたことを含めて事前公表、どうでしょうかということなんですけれども。これによって、現在までの入札の状況で、資機材等の価格高騰によって不落になったような案件というものはあまりないのでしょうか。こうした資機材や燃料の高騰が入札参加者の見積価格に影響する。不落不調が増えたりもするのではないかなというようにも懸念をします。

それから、早期の発注、適正な工期の設定、変更といったことも今まで以上に必要になってくると思うんですけれども、きめ細かにやっていかなければならないと思うんですけれども、このあたりについてはどう考えていらっしゃるのか。あと、リフォーム補助金への影響も少し心配するわけですが、額としては小さいんですけれども、建築等が多いということになると、資材高騰の影響などはまともに影響があるのかなということも、心配をするわけです。そうしたことが理由で、受け者とそれから発注者側に、契約の変更の中で、いろいろあったりすることも危惧をしたりするので、そういった場合に補助率を変えるようなことができるのかどうか、そういったことも含めて建設関連工事への対応を少し伺いをいたしたいと思います。

それから次に畜産事業者への支援の考え方ですけれども、畜産農家の経営形態は様々ということなんでしょうけれども、コロナ禍で融資を受けて、しのいでこられたという農家もあると思います。そうしたことに加えて、返済額が積み重なる中での、原油高騰や飼料費の購入価格の高騰ということで、経営をさらに圧迫しているのではないのでしょうか。

飛騨牛の枝肉価格、他県に比べてある程度高値で推移しているようなことも伺っていますけれども、それによって、マルキンと言われる、肉用牛肥育経営安定交付金、こうしたものの申請がしにくい状況にもあるんだということも反面伺っております。飼料価格は他県と同等に高騰しているというようなことで聞いているわけですが、現状はどうかお伺いをしたいと思います。

また配合飼料価格安定制度、こうした補填金の交付もあるんですけれども、この状況についてどういうふうになっているのかも伺いたいと思います。飛騨市は畜産農家の経営状況についてどういった方法で把握されているのか含めて伺いをいたします。

高山市は新型コロナウイルス禍や、原油高騰による飼料の値上がりで打撃を受ける牛農家を支援するために、干し草などの粗飼料の購入補助ということで、粗飼料の購入が1年前と比べて、差額の2分の1を補助するというので、事業費8,400万円の補正予算を提出するんだと、少し前になるんですけども、そういった報道を目にしました。飛騨市においては、こうした点、どういうふうにお考えなのか伺いたいと思います。

それから3点目、水道料金の一時的な値下げをしていただけないかということでもあります。水道料金については、水道事業の運営の安定を図るということで、今年2月分から改正をされます。今般の原油価格、物価高騰がある種の災害というふうに捉えて、一番受益が多い水道事業、一般家庭の基本料金の半額程度、一定の期間、一般家庭から減免をしていただくことはできないかというようなことを思いますけれどもいかがでしょうか。その際に当然企業会計の赤字が発生しますから一般会計からも繰り入れていただくというようなことも含めて検討していただけないかということで、お伺いをいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

原油価格、物価高騰に関するお尋ねでございます。3点目の水道料金の減額の件、昨日からの流れもありますので私からご答弁申し上げたいと思います。

この水道料金でありますけれども、料金改定を今年の春から行っているということをご存知のとおりであります。人口減少による水道料金の減少と、老朽化が進む施設の更新などを計画的に進めるための費用を安定的に確保するというのが目的でありました。その際に、コロナ禍での値上げということもございまして、商工団体等から減額の支援を求める声もありました。その際に先の状況は予測ができないので、値上げ後の実際の状況を踏まえて、必要があれば減額ではなく別の支援という形で検討することになるという考えを、当時お示しをしたところでございます。

その先の状況予測ができないという状況だったんですが、今はどうなったかということでもありますけれども、全く予想していなかった原油高、原材料高、それから円安による物価高騰に直面しております。一般家庭での公共料金は電気代は前年比約25%の上昇、ガス代も前年比約20%の上昇ということになっております。その他、食料品を始めとする物価も昨日ありましたように軒並み高騰しているわけでございます。

しかも、その長期化の可能性があるということも、昨日申し上げました。こうなりますと、水道料金だけを減額または別の形で相当分支援するかどうかという問題にとどまらなくなってしまっている。真に必要な方々を見極めて、国、県の施策を踏まえつつセーフティーネットを張ると、これも昨日申し上げた考え方での対策を講じていくということをしていかざるを得ないということになってきたわけでありまして。それと、水道事業自体も環境が変わっているということもここで含めなければいけない。

つまり、電気代の高騰だけではなくて管材、それから電気機器の価格上昇というものに見舞われている。これが値上げをしたときと、またさらに状況が変わって経営が圧迫されているという今の状況です。



それで、少しご紹介申し上げますと、水道事業全体での電気料金は、昨年同期に比べて約30%上昇しております。水道事業の電気料金、これが30%上昇。それから水道管等の資材が10%~40%価格が上昇しております、これらの価格上昇は料金改定の際には見込んでいなかったことあります。そうすると、料金の値上げはさせていただいたものの、当時の見通しからさらに状況が悪化しておりますので、経営は楽ではなくこの経営見通し自体も、場合によっては見直さざるを得ない可能性が出てきているということでございます。

ただ、いずれにしましても、今急激な物価変動で経済状況が混乱している状況でありますし、昨日、今日の状況だけを見ても円安がこれだけ進むということになってきますと、今後の物価の動向が全く読めなくなっているということでございます。

したがってこの全く先行きが見えない状況の中で、水道料金の減額ということ判断できる状況にはなっていないということをご理解を賜りたいというふうに思っております。昨日も、県内各地水道料金の基本料金の減免等を行うところがあるということは重々承知をしておりますが、飛騨地域においては減免、減額を行う自治体がないのが現状でありますし、他の自治体がどうあれ、飛騨市独自に考えていかなければいけない問題であります。こうした水道事業そのものの環境変化ということも併せて考えないといけないということを、この際ご理解をいただければというふうに思います。私からは以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、ご質問1点目の市が発注する公共事業に対する考え方についてお答えします。

飛騨市工事請負契約約款第26条第5項において、「特別な要因により、主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負代金が不相当となったときは、請負代金の変更を請求できる」と定められておまして、県の運用マニュアルでは品目類ごとに増加分が対象工事の1%を超える部分について、変更の対象にできることとなっております。

現在、市の発注済み工事において、この単品スライド条項に基づく受注者からの協議の申し出は今のところありませんが、建設業者への聞き取りによると、資材の高騰は木材や燃料費に加え、鋼材や生コンなど多岐に及んでいるとのことであり、また本年4月には、岐阜県技術検査課より、スライド条項に基づく適正な対応を行うよう通知を受けているところでもあります。

こうした状況を踏まえ、今後、国県の動向や対応状況を注視しつつ、請負代金の変更協議があった場合には、適正に対応するものとし、必要に応じて9月または12月補正にて、所要の予算を計上していきたいと考えております。市発注の入札状況について、工事発注において、最新の県単価及び見積もり単価を採用するなど、市場を反映した設計積算に努めており、今のところ物価高騰による要因で入札不落となった案件はございません。

なお、予定価格の事前公表につきましては、物価高騰のほか様々な要因を考慮して現在総務部において検討を進めているところです。

また、ご指摘の公共工事の発注時期や工期の設定につきましては、資材や製品など、入荷の遅

れ等の実情も考慮して、早期発注や工期の延長などを適切かつ柔軟に対応してまいります。

最後に、住宅リフォームへの影響についてお答えします。リフォームに携わる業者から聞き取りした情報では、個人住宅における契約においては、資材高騰による増額変更は、顧客の理解を得ることは難しいため、今後の資材高騰などを見込んだ見積もりをもって契約しており、資材高騰による契約金額の変更が生じるケースはあまりないと伺っております。また、本リフォーム補助は、現予算を上限として、抽選により補助金交付者を決定しており、申し込みされる方全員が補助金を受けることができない状況において、資材高騰による補助金対象額の増額や、それに伴う補助率の変更については、市として考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

2点目の畜産事業者への支援についてお答えいたします。肉用牛経営安定交付金制度、通称牛マルキンとは、肉用牛の販売に対する補填制度であり、国が4分の3、生産者が4分の1に相当する額を積み立て、標準的な販売価格が生産費を下回った場合に、その差額の9割を積立金から交付される制度です。この制度における販売価格については、都道府県単位を基準に算定しており、一方で生産費については全国を基準に算定されています。

現状においては、飛騨牛の販売額が全国と比べて高値で推移しており、標準的な販売価格が生産費を上回っていることで、牛マルキンの交付を受けていない状況です。

次に、配合飼料価格安定制度についてお答えいたします。この制度は、配合飼料の輸入原料価格が、直前1年平均と比較して上回った場合に、生産者と配合飼料メーカーの積み立てによる通常補填と国と配合飼料メーカーの積み立てによる移譲補填の二段階の仕組みにより、四半期ごとに、高騰した差額分を補填する制度です。なお、昨今の配合飼料の価格高騰の中、令和3年1月～令和4年3月まで、この制度による価格高騰分の補填が行われています。

続いて、粗飼料の購入補助についてお答えします。市内畜産農家の経営状況については、JAや関係機関と連携し、状況把握に努めていますが、本市においても、粗飼料価格高騰の影響が出てきており、配合飼料のような補填制度がないことから、市内畜産農家の経営に深刻な影響が出ることを懸念しております。このため、本市でも市内畜産農家への粗飼料確保に対する給付金制度を考えているところです。

具体的な支援の内容として、まず対象者は市内の肉用牛及び乳用牛を飼育する畜産農家とします。支給額は、令和3年と令和4年の乾牧草1トン当たりの輸入価格の差額相当9,000円の2分の1である4,500円を基礎額とし、飼育頭数、飼育日数及び牛の種別に応じた餌の量に乗じた金額とする考えです。なお、今回の緊急的な支援だけでなく、今後は海外情勢の影響をなるべく受けない体制を目指し、稲WC Sの普及拡大など、市内粗飼料受給率の向上に努めてまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○2番（水上雅廣）

一点目ですけど、スライドはもう約款どおりそういう状況になれば、一応やっていたらと。

分からないかもしれませんが、市の発注工事で結構工期と工事費の関係もあると思います。スライドが、これはこれからのこともあるので一概に分らないかもしれませんが、件数として市の発注工事でこうしたものが対象になるような案件はどのくらいあるかなんていうのは、分からないですか。分らなければいいです。答えようがないですね。

それでこれは繰越事業、令和3年から令和4年へ繰り越していますよね。結構大きいんです。それから債務負担行為、個別の工事はちょっと差し障りがあるんですけど、そういったものにも適用されるのか、できるのかどうかだけ教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

いわゆる単品スライド条項という、例えば燃料費の高騰でしたら燃料費だけを見て1%以上の変動がある場合は、1%除いた部分について、対象となるということで、これは繰り越し工事ですね、その対象となりうるということでございます。

○2番（水上雅廣）

どちらかと言うと、土木事業よりも建築工事のほうが心配ですね。単品スライドは、鋼材類とそれから燃料費、それ以外のもので、どんどんどんどん建築関係ですといろいろなところに影響がある。資材という資材全部ではないですか、今。そうしたものに対することというのは、どのように考えておけばいいんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

現在、高騰状況を見てみますと、やはり燃料費と、木材と鋼材、この3つが非常に高騰しているということで、ほかの材料については1割くらいで変動しているようですので、それが今度秋までにこの変動がどれくらい上がっていくのかというところは、ちょっと見通せない部分があるんですけども、その変動が大きくなった場合にはスライド条項の適用になっていくというふうに考えております。

○2番（水上雅廣）

しっかりと対応をお願いしたいと思います。入札の関係は多分副市長が仕切っていらっしゃると思います。さっきの予定価格の事前公表のことですけど、これ、前に事前か事後かというのは、いろいろ議論があったりして、そのこともあって今は事後公表ということなんですけど、さっきも言ったように、当時の状況とは少し違うのではないかなというふうに思うわけですね。なので、併用でもいいんですけど、これを少し先ほど考えようかなみたいな雰囲気のご答弁でしたけれども、考えていただきたいと思いますが改めてどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□副市長（湯之下明宏）

先ほど答弁がありましたように、今、総務部のほうで一応変えようかなという方向で検討しております。それで、一番は全てに該当させるのか、あるいはどういったものに該当するのかとい

うこと、この辺りをもう少し詰めて、あと内部でもう1回協議をして、最終決定をしていきたいという状況であります。

○2番（水上雅廣）

さっきの畜産の関係ですけど、いろいろと手当をしていただけるということで、ノウハウとしては大変助かるんだろうというふうに思います。1つ、畜産農家自身が受給する、要は自分で牧草ですとか稲わらを作ったりされると、今、何とか自分で、そういうふうに努力しなければいけないなと思ってらっしゃる農家さんもたくさんいらっしゃるんですね。そうしたときにその購入ではないものですから、さっきの答弁があったのかもしれないけれども、そうした方に対して、先ほど言われた給付の話は、適用していただけるということで、理解しておいていいのかな。いいんですね。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

該当する予定で考えております。先日JAひだの畜産部長とも今の経営状況がどうかということを確認しました。やはり一番心配してみえるのは資金繰りが、予想外、予定以上にやっぱり高くなっているものですから、子牛を買ってくる肥育農家も子牛市場自体も、結構全国とかで高値であります。もちろん枝肉のほうも高いのですが、そうしたことで、やっぱり資金のショートが一番懸念されるということです。

そういったことも踏まえてとにかくできるやつということで、今、自給飼料をされている方、あるいは市内でWCSを購入されている方も対象にして支援を考えてまいりたいと考えております。

○2番（水上雅廣）

今般、県のほうの補正予算の中に、粗飼料の生産の拡大の関係で機械の補助金が出ていたんです。対象が団体ということだったので、ちょっとなと思うんですけど、もしあれば、そういう県の補助金に対して市がもう確か2分の1だったと思いますけど、かさ上げするとかいうようなことは思ってらっしゃいませんか。

私、できれば個人向けにそうしたことが必要なのかなというふうに思っているわけです。少し今の段階での見解でいいですけど見解をお願いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

様々な機械の導入によりまして労働生産を上げたりコストを下げるということがとても大事だと思っております。

その上で、県の補助金をご利用されたい畜産農家の方がいらっしゃれば、それはそれで検討してかさ上げ、基本的には2分の1以内というのが、補助金の交付要綱で決まっておりますけれども、かさ上げも財政部局と相談しながら決めてまいりたいと思います。

また、やっぱり農業関係の補助金はどうしても法人とか農業者団体の補助というのが原則になりますので、国県補助を使う場合は、そういった団体、あるいは法人という形になります。

ただし最近個人向けのいろいろなソフト事業も出てきておりますので、そういったものを有効に活用しながら、市のほうでも補完しながら施策を講じていきたいと考えております。

○2番（水上雅廣）

前向きに検討いただけるようなのでお願いをしたいと思います。ただ、心配なのはそうやって補助、補助と私も言うんですけど、結局その償却とかですね、市債になるわけですから、のちのちの経営に逆に悪影響を及ぼすみたいなことになるのを少し懸念もしなくもないんですよ。ただ、今の状況を見ると、そういうふうにしてでも、生産を促していくことのほうが大事かなというようなことを思ったものですから、言わせていただいたのでお願いをします。

最後に市長、水道料金ですね、あれだけのことを言われればもうこれは昨日も何人もされていますから、私も何とか泣いて市長にお願いしようかなと思っていたのですが、確かに今、自分で資材高騰の話をしてしながら、一方で企業会計という中の資材の話もあるわけですから、もう少しこの件については自分の中でしっかりと考えたいと思うわけです。

ただ、お願いをしておきたいのは、これは今、物価の関係とか金融機関でどんなふうにするのか分からない状況なのですけれども、本当の有事とか災害のときなんかはしっかりと水道会計に対して一般会計から支援をしていただけるような仕組みをきちっと、これは基準がクリーンになるのかもしれませんが、そういうことはしっかりと体制としてとっていただきたいなというふうに思いますので、この点についてもお願いします。以上で質疑のほうは終わらせていただきます。

〔2番 水上雅廣 着席〕